

同時発表：中部運輸局

令和5年6月23日
自動車局旅客課

遠州鉄道株の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和4年11月11日付で遠州鉄道株式会社より申請のあった、乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年11月11日付で申請のあった、遠州鉄道株式会社の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、6月13日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

○運賃改定の申請概要

- 申請事業者：遠州鉄道株式会社（静岡県浜松市中区旭町12番地の1）
代表取締役 丸山 晃司
- 対象路線：一般路線バス全路線
- 改定内容

	現 行	申 請
○対キロ区間制運賃		
① 基準賃率	42円00銭	48円00銭
② 初乗運賃	130円	150円

- 平均改定率
14.32%

- 実施日（予定）
令和5年7月24日（月）

連絡先 国土交通省自動車局旅客課 佐藤、橋本、沖、秋葉
TEL:03-5253-8111(内線41204, 41252)
TEL:03-5253-8568(直通)